虐待防止の取り組みについて

広報委員会では「虐待防止の取り組み、工夫」についてのアンケートを加盟施設へ実施いたしました。皆様ご協力ありがとうございました。
お答えいただいた中から３つの事業所の例をご紹介いたします。

施設内研修「スピーチロック」を終えて

社会福祉法人　湘南アフタケア協会
重度神奈川後保護施設　副施設長　佐藤 敬子

施設での虐待というと、多くは「身体的虐待」「性的虐待」などがニュースで報道され、話題になります。「身体的虐待」「性的虐待」は無論あってはならない事ですが、「言葉の虐待」についてはどうでしょうか？日常生活の中で支援者は指導や注意と称して「○○してはダメ」とか「ちょっと待ってて」など、の言葉をよく使います。利用者は強い口調で言われることにより言葉に従うようになります。「スピーチロック」とは、○○してはダメ、どうしてそんな事をするのなど、言葉によって利用者の行動を抑制、制限することです。

虐待防止を啓蒙するためにはスピーチロックの理解が必要だと考えます。そこで、虐待を講義で理解するだけでなく、グループワークで事例検討を行い虐待についての共通理解に努めています。支援者は言葉の重みを感じ、自分が発信した言葉を振り返ることが大切です。日常の会話の中で、何気ない一言が虐待の始まりにならないようにしていきたいと思います。

事故再発防止と支援向上にヒヤリハットとニコリホットを生かす

社会福祉法人　横須賀基督教社会館
田浦障害者デイサービスセンター　管理者　永瀬 有希子

現場で事故には至らなかったが、状況を検証し、再発防止に努めるために見直したことを「ヒヤリハット報告書」として作成しています。報告書を提出･回覧をし、職員間で情報共有します。現場の職員にはもちろん、自事業所内だけではなく、法人内の他事業所に対しても回覧し助言を得るようにしています。

当法人は障害福祉だけではなく、高齢者や児童、地域の福祉のために事業運営している複合福祉施設です。一つの事例も部署や立場が違うことで別な角度からの見方や考え方、新たな気付きが生まれます。

また、当法人の放課後等デイサービスでは、良い結果を生み出した支援展開や利用者の楽しそうな姿などを「ニコリホット」（ヒヤリハットとの対義語として命名）として共有しています。支援事例を導入、応用するなど活用しています。

ニコリホットにより、利用者のストレングスを多く見つけられる視点が磨かれてきているように思います。個別支援計画を作成する際に、利用者の良い面を多く挙げることができるようになり、支援の質が上がったと実感しています。

事業種別を問わず、物事を多角的かつ肯定的に捉えることは、支援の上でよい結果を生み出す一つの考え方として現場に反映することができます。

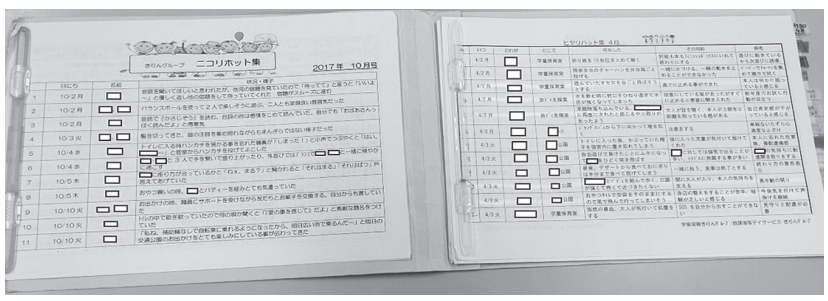

「ＩＩ（イイ）ね！ＤＯ（ドウ）して？カード」の取り組みについて

社会福祉法人　日本キリスト教奉仕団
アガペ壱番館　施設長　小田中 博志

アガペセンターでは、２０１５年４月１日から虐待防止権利擁護委員会をスタートし、この一環として部署ごとに虐待防止自己点検に取り組んで来ましたが、課題として「他の職員の対応に疑問を感じても、それを指摘することの難しさ。」が示されていました。

委員会では翌年、好ましくない内容ばかりでなく、「施設内で見かけたちょっとイイ対応」も含め、職員間で情報を共有することで「良い支援」への気づきに繋げられないだろうか、と、「ＩＩね！ＤＯして？カード」投書箱の設置を計画しました。

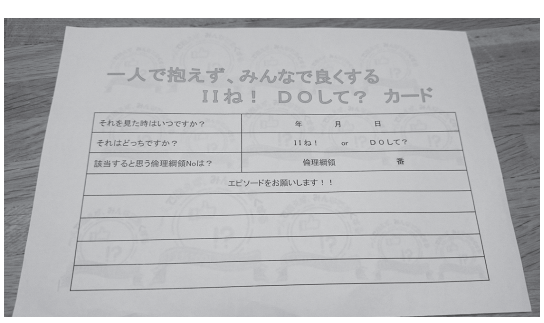

「ＩＩね！ＤＯして？カード」

アガペセンターでは、既に２０１１年４月から全職員が業務中に携行する「利用者の皆さんへの１０の誓い」（カード版職員倫理綱領）があり、「ＩＩね！ＤＯして？カード」記入の際には、「１０の誓い」のいずれに該当する内容か、を付すことで自らの振り返りにも役立てられるような様式としました。

委員会では定期的に投書されたカードを回収、内容検討後職場内イントラに公表することで共有化を図っていますが、取り組みは始まったばかり。「一人で抱えずみんなで良くする。」を合言葉に、多くの職員が参加し、息の長い取り組みになることを期待しています。

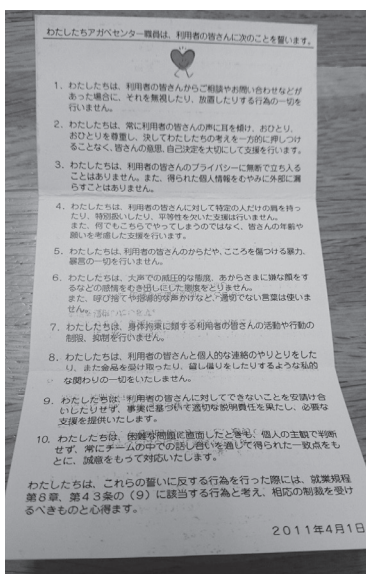
わたしたちアガペセンター職員は、利用者の皆さんに次のことを誓います。

1. わたしたちは、利用者の皆さんからご相談やお願い合わせなどがあった場合に、それを無視したり、放置したりする行為の一切を行いません。
2. わたしたちは、常に利用者の皆さんの声に耳を傾け、おひとり、おひとりを尊重し、決してわたしたちの考えを一方的に押しつけることなく、皆さんの意思、自己決定を大切にして支援を行います。
3. わたしたちは、利用者の皆さんのプライバシーに無断で立ち入ることはありません。また、得られた個人情報をむやみに外部に漏らすことはありません。
4. わたしたちは、利用者の皆さんに対して特定の人だけの肩を持ったり、特別扱いしたり、平等性を欠いた支援は行いません。また、何でもこちらでやってしまうのではなく、皆さんの年齢や願いを考慮した支援を行います。
5. わたしたちは、利用者の皆さんのからだや、こころを傷つける暴力、暴言の一切を行いません。
6. わたしたちは、大声での威圧的な態度、あからさまに嫌な顔をするなどの感情をむき出しにした態度をとりません。また、呼び捨て や侮蔑的な言葉かけなど、不適切でない言葉は使いません。
7. わたしたちは、身体拘束に類する利用者の皆さんの活動や行動の制限、拘束を行いません。
8. わたしたちは、利用者の皆さんと個人的な連絡のやりとりをしたり、また金品を受け取ったり、貸し借りをしたりするような私的な関わりの一切をいたしません。
9. わたしたち皆は、利用者の皆さんに対してできないことを安請け合いしたりせず、事実に基づいて適切な説明責任を果たし、必要な支援を提供いたします。
10. わたしたちは、倫理委員会を開催し、個人の主観で判断せず、常にチームの中での話し合いを通じて得られた一致点をもとに、誠意をもって対応いたします。

わたしたちは、これらの誓いに反する行為を行った際には、就業規程第８章、第４３条の（９）に該当する行為と考え、相応の制裁を受けるべきものと心得ます。

２０１１年４月１日

「利用者の皆さんへの１０の誓い」